

藤沢市立学校通学区域検討委員会設置要綱

制定 2024年(令和6年)4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、子どもたちにとってよりよい学校教育環境を整えるにあたり、藤沢市立学校の通学区域を検討する必要があるため、藤沢市立学校通学区域検討委員会(以下「学区検討委員会」という。)を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 学区検討委員会は、教育長の諮問に応じ、次に挙げる事項について協議し、その結果を教育長に答申するものとする。

- (1) 市立小中学校の通学区域設定に関する事
- (2) その他、教育委員会が必要と認める事項に関する事

(組織)

第3条 学区検討委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 関係団体の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 藤沢市立小中学校の児童生徒の保護者の代表
- (4) 市民の代表
- (5) 藤沢市立小学校長会及び藤沢市立中学校長会の代表
- (6) その他、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から通学区域設定の日までとする。

2 委員が退職等により、欠員が生じた場合は速やかに補充し、補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 学区検討委員会に委員長及び副委員長1名を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、学区検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 学区検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 学区検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 学区検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワークショップ)

- 第7条 委員長は、第2条で挙げる事項について個別検討の必要があると認めるときは、ワークショップを設置することができる。

(謝礼)

- 第8条 学区検討委員会の委員謝礼額は、藤沢市非常勤の特別職職員の報酬に関する規則(昭和43年藤沢市規則第22号)第2条第2項の規定に準ずる額とする。

(庶務)

- 第9条 学区検討委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(雑則)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、学区検討委員会の運営等に関わる必要な事項は、委員長が学区検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、2024年(令和6年)4月1日から施行する。